# 公　告

長崎県有財産の売却（郵送等による一般競争入札）

下記県有財産を一般競争入札（郵送等による入札）により売り払いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下同じ。）第167条の６及び長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第93条の規定に基づき公告します。

令和８年10月16日

長崎県知事　平田　研

１　売却する物件

| 物件番号 | 財産の名称 | 所在及び地番 | 区分 | 種目<br>構造 | 実測面積（㎡） | 最低売却価格（円） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| R08 財活01 | 旧長崎振興局税務部 | 長崎市勝山町22番１ | 土地 | 宅地 | 801.17 | 269,500,000 |
| R08 用地01 | 旧用地基金保有地（長崎市平山町） | 長崎市平山町369番２ | 土地 | 雑種地 | 425.54 | 3,740,000 |
| R08 用地02 | 旧用地基金保有地（島原市大手原町） | 島原市大手原町甲2236番２、甲2236番７ | 土地 | 宅地 | 224.92 | 5,990,000 |
| R08 用地03 | 旧廃川敷（矢上地区）（長崎市田中町） | 長崎市田中町1142番 | 土地 | 雑種地 | 1,258.31 | 5,790,000 |
| R8 教環01 | 盲学校　公舎 | 西彼杵郡時津町久留里郷字永ノ浦376番52 | 土地<br>建物 | 宅地<br>木造セメント瓦葺平家建 | 219.80<br>85.00 | 7,100,000 |
| R8 教環02 | 長崎特別支援学校　公舎 | 長崎市星取２丁目830番６ | 土地<br>建物 | 宅地<br>鉄筋コンクリート造陸屋根２階建 | 401.39<br>146.78 | 3,883,000 |
| R8 教環03 | 旧長崎式見高等学校 | 長崎市四杖町374番２、相川町130番２、130番７ | 土地 | 学校用地 | 27,032.01 | 116,238,000 |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| R08 学文 01 | 旧埋蔵文化財収蔵倉庫 | 大村市久原2丁目1491番1 | 土地 | 学校用地 | 11,950.76 | 202,000,000 |
| R08 長警 01 | 白木警察官待機宿舎 | 長崎市白木町 1357 番 7 | 土地<br>建物 | 宅地<br>鉄筋コンクリート造陸屋根4階建 | 657.89<br>713.90 | 3,550,000 |
| R08 長警 02 | 桜馬場職員公舎 | 長崎市桜馬場 1 丁目 43 番 6 | 土地<br>建物<br><br>倉庫 | 宅地<br>鉄筋コンクリート造陸屋根2階建<br><br>コンクリートブロック造陸屋根平家建 | 335.01<br>171.08<br><br>9.94 | 40,270,000 |
| R08 長警 03 | 松浦警察署里免職員公舎 | 松浦市志佐町里免字馬立場 150 番 1 | 土地<br>建物<br><br>物置 | 宅地<br>コンクリートブロック造陸屋根2階建<br><br>コンクリートブロック造 | 633.03<br>343.46<br><br>19.20 | 2,537,000 |

※ 最低売却価格は、あらかじめ長崎県が定めた予定価格で、これを下回る価格では売却できません。

※ 建物付き物件のうち建物に残存価値があるものについては、建物が消費税の課税対象となることから、下記の額を最低売却価格としています。

【R08 長警 03】土地価格 2,130,000 円（非課税）＋建物価格 407,000 円（税込）＝2,537,000 円

※ R8 教環 03 の旧長崎式見高等学校の売買契約については、県議会の議決を必要としますので、落札後は、議会の議決後に本契約となる旨を規定した仮契約を締結し、令和９年２月議会に提案予定です。なお、議会の議決日は、例年３月下旬となっています。

◎ 売却する物件に関するお問い合わせ先

物件番号:R08 財活 01　財産活用室　財産活用担当　TEL:095-895-2186　FAX:095-895-2553

物件番号:R08 用地 01, 02, 03　用地課　調整・管理班　TEL:095-894-3121　FAX:095-894-3465

物件番号:R8 教環 01, 02, 03　教育環境整備課　県立学校施設班　TEL:095-894-3325　FAX:095-894-3471

物件番号:R08 学文 01　学芸文化課　総務管理班　TEL:095-894-3382　FAX:095-894-3475

物件番号:R08 長警 01, 02, 03　装備施設課　管財係　TEL:095-820-0110(内線 2292)　FAX:095-826-3488

## 2 競争入札参加資格

どなたでも参加できます。ただし、次の方は入札に参加できません。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の４第１項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第１号の規定に該当しない者である。

(2) 地方自治法施行令第 167 条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、３年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者。

(3) 長崎県暴力団排除条例（平成 23 年長崎県条例第 47 号。以下同じ。）第 33 条第７項の規定に該当する者。

(4) この公告の日から１０の開札の期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者。

## 3 入札参加条件

入札に参加しようとする者は、次の期限までに、公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書（様式第３号。以下「参加申込書」という。）に次の書類を添えて提出しなければならない。不備等がある場合は入札に参加することができない。

なお、参加申込書は、契約予定者（共有名義で申し込む場合にあっては、共有合意書（様式第 10 号）で定め

た代表者）を申込者として申し込むこと。（代理人による参加申込はできません。）
　また、参加申込書に記載する入札保証金の額は、最低売却価格の１００分の１０以上の金額（円未満切り上げ）でなければならない。
【添付書類】
・申込者の印鑑証明書（印鑑登録証明書）※共有名義で申し込む場合は共有者全員分
・共有合意書（様式第10号）※共有名義で申し込む場合のみ添付
・誓約書　※共有名義で申し込む場合は共有者全員分
※提出する添付書類は、入札参加申込日の前３か月以内に発行（作成）されたものとすること。
【提出方法及び期限】
　令和８年１１月１３日（金）１７時（必着）で、郵送又は持参により提出すること。
※郵送の場合は、簡易書留等配達が確認できる方法で送付すること。なお、県の休日（土曜日、日曜日、休日等）は、持参による提出はできません。
【提 出 先】
　〒８５０－８５７０　　長崎市尾上町３番１号
　　長崎県 総務部 財産活用室　宛 「県有地売却一般競争入札参加申込書在中」

**４　入札案内書等の配布・契約条項の提示場所**
（期　間）この公告日から令和８年１１月２０日（開札の前日）までの期間（土曜日、日曜日、休日等の県の休日を除く。）
（場　所）長崎市尾上町３番１号　長崎県 総務部 財産活用室

**５　入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨**
日本語及び日本国通貨

**６　現地説明会**
現地説明会は、実施しない。
売却する物件については、現状での引き渡しとなるため、事前に入札物件をご自身で確認し、現況及び諸規制を熟知したうえで入札すること。
なお、物件の地下埋設物調査、地盤調査及び土壌調査は行っていません。

**７　入札保証金に関すること**
(1) 入札保証金の納付
① 入札に参加しようとする場合は、最低売却価格の１００分の１０以上の金額の入札保証金を納付しなければならない。
② 入札保証金は、参加申込書の提出後において県から送付される保管金払込書により、入札書の提出に間に合うよう長崎県の公金取扱銀行（十八親和銀行）において納付すること。
③ 入札に当たっては、入札保証金を納付した際の領収証書の写しを入札書とともに提出する必要があること。
(2) 入札保証金の返還
　入札保証金は、落札者を除くほか、参加申込書の還付請求書に基づいて、指定された銀行口座への振込みにより、後日還付する。なお、振込みには開札終了後２週間程度要することがある。

**８　郵送等による入札の方法**
(1) 入札書の提出
① 入札参加申込者（共有名義とする場合は、共有合意書で定めた代表者。）を入札者として入札すること。（代理人による入札はできません。）
② 入札者は、入札書（様式第６号）に所要事項を記入して記名押印し、「入札書在中」、入札する財産の名称及び入札者名を記載した入札用封筒に入れて封印すること。（入札用封筒には入札書のみを入れること。）
③ ②の入札書が封印された入札用封筒及び入札保証金を納付した際の領収証書の写しを、次の期限までに郵送又は持参により提出すること。
【提出期限】
　令和８年１１月２０日（金）１７時（必着）
　※郵送の場合は簡易書留等配達が確認できる方法で送付すること。なお、県の休日（土曜日、日曜日、休日等）は、持参による提出はできません。
【提 出 先】
　〒８５０－８５７０　長崎市尾上町３番１号
　　長崎県 総務部 財産活用室　　宛
　　「県有地売却一般競争入札　入札書在中」
(2) 入札における注意事項
① 入札書は、黒インク等消えにくいもので明確に表示し、誤記又は脱字のため加除したときは、その箇所に

押印してください。ただし、金額の訂正は認めません。
② 入札用封筒は必ず封印してください。(入札用封筒が封印されていない場合は、入札は無効となります。)
③ 入札者は、その理由のいかんにかかわらず、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
④ 天災地変、その他やむを得ない事由で入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行若しくは開札を延期し、又は入札若しくは開札を中止することがあります。この場合の損害は、各入札者の負担とします。

**9 無効入札に関すること**

次に掲げる場合は，その入札は無効とする。
(1) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
(2) 入札書が入札用封筒に封印された状態で提出されなかったとき。
(3) 入札用封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
(4) 入札用封筒に、入札する物件名及び入札者の氏名の記載がないとき。
(5) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
(6) 入札者が法令の規定に違反したとき。
(7) 入札者が連合して入札をしたとき。
(8) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
(9) 入札者が契約担任者の定めた入札条件に違反したとき。
(10) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金を納付した際の領収証書の写しの提出がない者のした入札であるとき。
(11) 入札者が同一事項に対し２以上の入札をしたとき。
(12) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(押印してある印鑑が印鑑登録済みの印鑑でない場合を含む。)等入札者の意思表示が確認できないとき。
(13) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
(14) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
(15) 最低売却価格に達しない金額で入札したとき。
(16) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

**10 開札**

(1) 開札の期日及び場所

開札は、入札がなかった物件を除き、次の期日及び場所で行う。

| 期日及び場所 | 時間 | 物件番号 | 財産の名称 |
|---|---|---|---|
| (期日)<br>令和８年１１月２４日（火）<br>(場所)<br>長崎県庁行政棟５階５０２会議室 | ０９：３０ | R08 財活 01 | 旧長崎振興局税務部 |
| | １０：００ | R08 用地 01 | 旧用地基金保有地（長崎市平山町） |
| | １０：３０ | R08 用地 02 | 旧用地基金保有地（島原市大手原町） |
| | １１：００ | R08 用地 03 | 旧廃川敷(矢上地区)(長崎市田中町) |
| | １１：３０ | R8 教環 01 | 盲学校　公舎 |
| | １３：３０ | R8 教環 02 | 長崎特別支援学校　公舎 |
| | １４：００ | R8 教環 03 | 旧長崎式見高等学校 |
| | １４：３０ | R08 学文 01 | 旧埋蔵文化財収蔵倉庫 |
| | １５：００ | R08 長警 01 | 白木警察官待機宿舎 |
| | １５：３０ | R08 長警 02 | 桜馬場職員公舎 |
| | １６：００ | R08 長警 03 | 松浦警察署里免職員公舎 |

※ 開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することがあるので事前に担当部局に連絡してください。

(2) 開札の立会
① 入札者又はその代理人は、開札に立ち会うことができる。この場合、開札に立ち会う者は、開札会場に備えられた開札立会受付簿に住所、氏名その他の所要事項を記入すること。
② 開札に立ち会う入札者又はその代理人がない場合は、この入札事務に関係のない県の職員を立ち会わせるものとする。

**11 落札者の決定方法等**

(1) 県が前もって設定した最低売却価格以上の価格で最高の価格をもって入札した者を落札者とする。
(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、次の要領によりくじを行い、契約相手方を

決定するものとする。
① 同価の入札書の受付順（受付日が同日の場合は、入札者の連絡先電話番号の下４桁の数値が小さい方を先着とし、その番号が同じ場合は、この入札事務に関係ない県職員がくじを引き先着を決定する。）に０，１，２・・・と番号を割り当てる。
② あらかじめ入札書に記載された任意の３桁の番号（番号の記載がなかった場合は、入札者の連絡先電話番号の末尾３桁の番号）を入札者のくじ番号とする。
③ くじ番号の合計を同価の入札者数で割った余りを求める。
④ ③で求めた余りと①で割り当てた番号が一致する入札者を契約相手方とする。

(3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかである場合は、落札決定を取り消すものとする。

(4) 開札結果の通知

開札結果は、開札に立ち会った入札者又はその代理人には開札会場で公表することにより通知し、その他の入札者には電話等により通知する。また、落札された物件については、落札者（個人・法人の別）、落札金額及び応札者数を県のホームページに速やかに掲載する。

## 12 契約条件

(1) 落札者は、契約締結に際し、契約金額の１００分の１０以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、入札保証金を契約保証金に充当する場合は、入札保証金の金額をもって、契約保証金とすることができる。

(2) 落札者は、落札決定の日から５日以内（県の休日を除く。）に売買契約を締結し、契約締結の日から 30 日以内に売買代金を納付しなければならない。

(3) 売却する物件については、契約書において売買契約締結の日から５年間、次に掲げる条件を付すものとする。
① 落札者は、売買物件を長崎県暴力団排除条例第２条第３号に定める暴力団事務所の用に供し、又は供させてはならない。
② 落札者は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条第１項に規定する風俗営業及び同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する業の用に供し、又は供させてはならない。

（注） 上記①又は②の条件に違反した場合は、売買代金の３割に相当する金額を違約金として長崎県に支払わなければならない。

## 13 入札結果の公表に関すること

(1) 公表事項

入札結果の公表については、次に掲げる事項について行うものとする。
① 入札日
② 物件番号
③ 所在地
④ 区分（土地、建物等の区分）
⑤ 数量（土地の面積、建物の床面積等）
⑥ 最低売却価格
⑦ 応札者数
⑧ 契約金額
⑨ 契約者の法人・個人の別

(2) 公表時期及び公表期間

落札が決定したものについては、入札経過を整理のうえ遅滞なく公表するものとし、その期間は、契約を締結した日（契約締結に至らなかった場合は、その旨を通知した日）の翌日から起算して１年が経過する日までとする。

## 14 その他注意事項

契約に関する費用、所有権移転登記に要する費用等は落札者の負担とする。

◎この公告に関するお問い合わせ先

長崎県 総務部 財産活用室
電 話 （０９５）８９５－２１８６（直通）

（参　考）

【地方自治法施行令第１６７条の４第１項　抜粋】

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第 32 条第１項各号に掲げる者

【地方自治法施行令第１６７条の４第２項　抜粋】

普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について３年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一　契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四　地方自治法第 234 条の２第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五　正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七　この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

【地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第２３４条の２第１項　抜粋】

普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

【長崎県暴力団排除条例　抜粋】

（公表等）

第３３条

７　知事は、第３１条第２項の勧告又は同条第３項の規定による契約解除の要求を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告等に従わないときは、規則で定めるところにより、相当の期間を定めて県が行う入札に参加させないこと等の必要な措置を講ずることができる。

【長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱　抜粋】

（各種契約等からの排除措置）

第４条 知事は、法人等（有資格者等を含む。以下同じ。）が別表１に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、審査会の審議を経て、各該当要件に定められた期間、当該法人等を県が行う各種契約等から排除する措置を行うものとする。

２ 前項の措置を行った場合は、「長崎県不当要求行為対策要綱」に定める不当要求行為対策委員会に報告するものとする。

（各種契約等からの排除措置の公表）

第５条 知事は、法人等に対し各種契約等からの排除措置を講じたときは、これを公表するものとする。

（法人等への通知）

第６条 知事は、各種契約等からの排除措置を講じたときは、当該法人等に対しその旨を別紙様式１により通知するものとする。

（一般競争入札からの排除）

第７条 契約担任者は、一般競争入札を行うに当たり、各種契約等からの排除措置を受けている法人等の入札参加を認めてはならない。

２ 契約担任者は、入札参加を認められた法人等が契約の締結までの間に各種契約等からの排除措置を受けたときは、その者の入札参加資格を取り消し、又は契約の締結を行わないものとする。

３ 前項の規定に定める措置は、予め入札公告において周知するものとする。

4 契約担任者は、前2項の規定により入札参加資格を取り消したときは、入札参加資格を取り消した相手に通知するものとする。

別表1

| 措　置　要　件 | 期　　間 |
|---|---|
| 1　法人等が、暴力団等である場合又は暴力団等が法人等の経営に事実上参加していると認められるとき。 | 通知日から6か月以上12か月以内、かつ当該措置要件に該当しないことが確認できるまで。 |
| 2 法人等が、業務に関し、不正に財産上の利益を得る目的、又は第三者に損害を与える目的で暴力団等を利用したと認められるとき。 | 通知日から2か月以上6か月以内、かつ当該措置要件に該当しないことが確認できるまで。 |
| 3　法人等が、いかなる名義を持ってするかを問わず、暴力団等に対して、金銭・物品その他財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。 | 通知日から2か月以上6か月以内、かつ当該措置要件に該当しないことが確認できるまで。 |
| 4　法人等が、暴力団等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。 | 通知日から2か月以上6か月以内、かつ当該措置要件に該当しないことが確認できるまで。 |
| 5　法人等が、暴力団等が経営若しくは運営に実質的に関与している者又は4に該当する者であることを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。 | 通知日から2か月以上6か月以内、かつ当該措置要件に該当しないことが確認できるまで。 |
| 6　有資格者等が、暴力団等から不当要求を受けたにもかかわらず、警察へ届け出なかったとき。 | 通知日から2か月以上4か月以内。 |
| 7　県との契約に関し、有資格者等が、暴力団等から不当要求を受けたにもかかわらず、警察に届出をせず、かつ県へ報告しなかったとき。 | 通知日から2か月以上4か月以内。 |